

児童等の安全確保に関する専門部会設置要領

(目的)

第1条 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議（平成17年7月設置）設置要綱第6条の規定に基づき、児童等の安全を確保するための事項について検討するため、「児童等の安全確保に関する専門部会」（以下「部会という。」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、児童等の安全を確保するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 地域における構成団体間の連携方法に関する事項
- (2) 活動協力者の掘り起こしや既存事業の利活用に関する事項
- (3) その他、児童等の安全確保に関する事項

(組織及び役員)

第3条 部会の構成員は、別表に掲げる者で構成する。

2 部会に部会長を置き、部会員の互選によって選出する。

(会議)

第4条 部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となる。ただし、部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する者がその任にあたる。

(部会員以外の者の出席)

第5条 部会は、必要に応じて部会員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会の庶務)

第6条 部会の庶務は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課が行う。

(部会長への委任)

第7条 本要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会長が定める。

附則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

この要綱は、平成18年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年2月 1日から施行する。

この要領は、平成26年2月12日から施行する。

別表

北海道

北海道警察本部

北海道教育委員会

公益財団法人北海道防犯協会連合会

特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス札幌支部

一般社団法人北海道町内会連合会

一般財団法人北海道老人クラブ連合会

北海道小学校長会

北海道PTA連合会

札幌市PTA協議会

北海道コンビニエンスストア等防犯連絡協議会

一般社団法人北海道警備業協会